

明日香村
こども・若者計画
～第3期子ども・子育て支援事業計画～

令和7年3月
明日香村

ごあいさつ



本村では、「明日香村子ども・子育て支援事業計画」のもとで、子どもと子育てを切れ目なく支える体制の充実を目指して取り組んできました。令和2～6年度の前計画期間中には、不妊治療助成を拡大し、新生児聴覚検査助成と産後ケア（訪問型）をスタートさせるとともに、子育て支援アプリ「あすかっこ！」を通じた子育て支援情報等の提供と子育て情報の共有について、取り組みを進めてきました。今回、令和8年度中には明日香幼稚園を認定こども園に移行し、0歳児から地域社会とのつながりをより強く構築していくとともに、村全体で子育て支援をさらに充実させていきます。

この「明日香村 こども・若者計画」では、これまでの村の取り組みを引き継ぎながら、国の動きや社会の近年の動向を踏まえて、子どもの貧困、こども・若者の育成支援等の内容もさらに含めた計画として新たに策定したものです。

本計画の基本理念である「このこも あのこも“明日香のたから” みんなで育てる あすかっこ」には、これまで取り組んできた“こどもまんなか”の村づくりを引き継ぎつつ、「飛鳥への愛と誇りを養いながら育ち、一度見知らぬ世界に飛び出してチャレンジし、たくさんの仲間を伴って再び明日香村に還り活躍してほしい」との願いを新たに加えています。

この基本理念の下、「親子の命と健康を守る」「もっと子育てしやすくする」「その子らしさの輝きと、しなやかな強さを育む」「支援が必要なこども・若者と家庭をしっかりと支える」「“こどもまんなか”の基盤をつくる」の5つを基本方針として、妊娠期から思春期に、新たに青年期（若者）を加えた各ライフステージに応じた施策を総合的に展開し、計画に基づく各種の取り組みの着実な推進を図ってまいります。

最後に、本計画の策定にあたりましては、明日香村子ども・子育て会議委員、村民の皆様から貴重なご意見をいただきました。ご協力をいただきました皆様に改めまして心から感謝申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

明日香村長 森川 裕一

第1章 この計画について	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の対象・期間	4
4. 計画策定の経過	5
第2章 子ども・子育てと若者に関する現状と課題	6
1. 基礎統計	6
2. 子ども・子育てに係る課題	11
第3章 理念と方針	15
1. 基本理念	15
2. 基本方針	16
3. 施策の体系	17
第4章 施策の展開	18
1. 親子の命と健康を守るための施策	18
2. もっと子育てしやすくするための施策	23
3. その子らしさの輝きと、しなやかな強さを育むための施策	26
4. 支援が必要なこども・若者と家庭をしっかり支えるための施策	28
5. “こどもまんなか”の基盤をつくるための施策	30
第5章 量の見込みと確保方策	35
1. 教育・保育提供の考え方と主要事業について	35
2. 主要事業の「量の見込み」と「確保方策」	36
3. 教育・保育等の一体的提供及び推進体制、給付等の円滑な実施	52
第6章 計画の推進に向けて	53
1. 村民及び関係団体等との連携	53
2. 計画の進捗状況の管理・評価	53

資料

※ 課名について：第4章、第5章は令和7年度からの課名で記載。その他の章は令和6年度までの課名で記載。令和7年度からの課名は、教育推進課（旧教育課）、健康こども福祉課（旧健康づくり課）、くらし窓口課（旧住民課）

第1章 この計画について

1. 計画策定の趣旨

この「明日香村 こども・若者計画」は、これまでの村の取り組みを引き継ぎながら、以下のような国の動きや社会の近年の動向を踏まえて、子どもの貧困、こども・若者の育成支援等の内容も含めた新たな計画として策定したものです。

① 背景

人口減少社会を迎えて、これからさらに加速度的な人口減少と子どもの数の減少が進もうとしており、令和5年には出生数が80万人を下回りました。国では、人口減少による困難が顕在化する前の「人的資本に対する投資（予防的社会政策）」として、出産・育児を社会全体が支援する「普遍的な子ども政策」の推進が重要であることを示しており、希望出生率の上昇を目指しながら、子どもと子育てを守る社会を作っていくことが急務となっています。

子どもと家庭を取り巻く環境の面においても、地域コミュニティの希薄化を背景に、児童虐待の増加・顕在化、子どもの貧困の連鎖、見過ごされてきたヤングケアラー、こども・若者の自殺など、それぞれに深刻な社会問題が依然として存在しています。新型コロナウイルス感染症の拡大が、これら諸問題にさらなる負の影響を与えたことも見過ごせません。

② 国の動き

国では、平成27年の「子ども・子育て関連3法」の施行以降、保育士の確保と処遇改善、待機児童の解消、女性の就業率80%に対応する受け皿の整備、幼児教育・保育の無償化等、子育て家庭を支援する体制の充実を図ってきましたが、上述の状況に対応して、令和3年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定しました。

この方針を受けて、令和5年4月1日に「こども家庭庁」を設置、また、「こども基本法」を施行し、さらに12月22日、同法に基づく「こども大綱」、また、併せて「こども未来戦略」「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定したところです。

こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことを掲げており、こども家庭庁のリーダーシップのもと、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現に向けて、政府全体のこども施策を一元的に・強力的に推し進めています。

令和6年5月31日には、こども政策推進会議において、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取り組みを一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画 2024」を策定し、今後、毎年改定して継続的に施策の点検と見直しを図るとしています。

③ 明日香村の取り組み

本村では、平成27年3月に「明日香村子ども・子育て支援事業計画」、令和元年3月に同計画の第2期計画を策定し、これら計画に基づいて、子どもと子育てを切れ目なく支える体制を構築し、その充実を図ってきました。

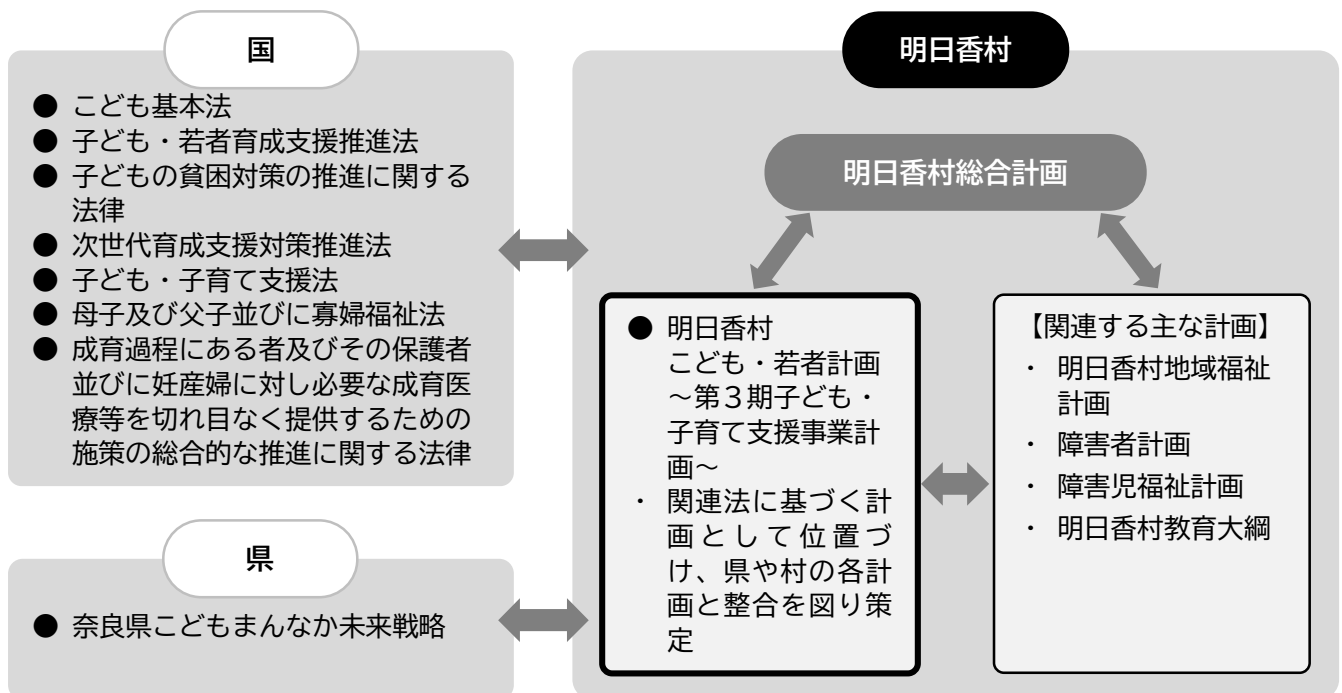
令和2～6年度の第2期計画期間においては、不妊治療助成を拡大し、また、新生児聴覚検査助成と産後ケア（訪問型）をスタートさせるとともに、子育て支援アプリ「あすかっこ！」を通じた子育て支援情報等の提供と子育て情報の共有について、充実させてきています。

このほか、明日香幼稚園において、子どものすこやかな成長と保護者のリフレッシュを促進するため、令和4年度から地域子育て支援拠点「みらいっこルーム」を、また、令和6年度から夏休み等の長期休業中の子どもの預かりのための「こどものひろば」を開設したところです。さらに、令和7年度4月からは従来の制度を拡充し、戸籍どおりの第2子からの保育料無償化を予定しています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「明日香村総合計画」を上位計画とし、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定します。また、子どもに関する以下の法定計画と一体の総合的な計画とします。

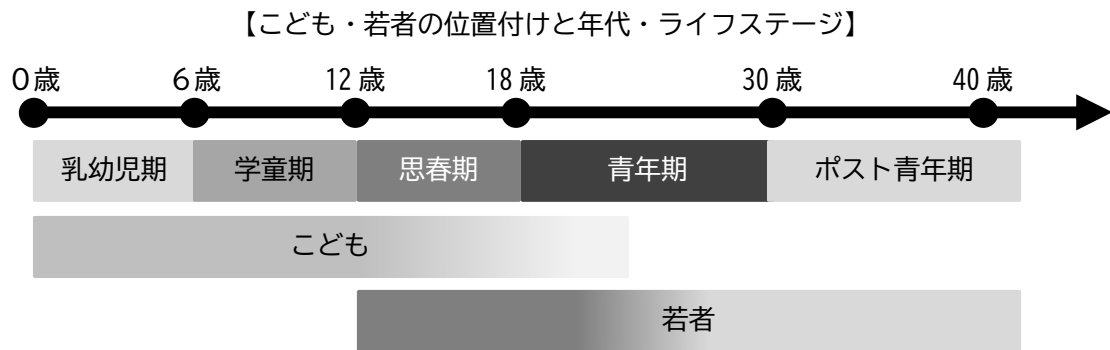
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ・ 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援計画」
- ・ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」



3. 計画の対象・期間

(1) 計画の対象

本計画は、こども・若者や妊娠期の方及び子育て家庭を対象とします。計画の対象となるこども・若者は、原則として0歳から概ね40歳までとします。



こども基本法・こども大綱での「こども」の定義

《こども基本法第2条》

心身の発達の過程にある者

《こども大綱》

「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）／「学童期」（小学生年代）／「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）／「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。

なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

(2) 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

4. 計画策定の経過

(1) 村民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため対象ごとに次のアンケート調査を実施しました。

調査名	対象	配布数	回収数（率）
明日香村の子どもについての調査	小学3年生～ 中学3年生 (全児童・生徒)	284 件	271 件 (95.4%)
子ども・子育て支援に関する調査	小学校3年生～ 中学3年生保護者 未就学児保護者	291 件	158 件 (54.3%)
子ども・若者に関する調査	15 歳～44 歳村民 (子どもを養育していない)	809 件	230 件 (28.4%)

(2) 「明日香村子ども・子育て会議」の開催

本村における「こども施策」を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえた内容とするため、子育て中の保護者、学識経験者、子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「明日香村子ども・子育て会議」を開催し、本計画について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

村民誰でもが子育てしやすく、また、こども・若者が笑顔で暮らせる村をめざすための具体的な計画としていくため、村民の意見を募集するパブリックコメントを実施しました。

《期間》

令和7年1月15日（水）～31日（金）

《計画（案）の閲覧方法》

- ・ 村ホームページより閲覧
- ・ 図書閲覧（設置場所：役場内 健康づくり課 窓口）

《意見の提出方法》

- ・ Web を通じた提出
- ・ 用紙での回答（郵送、持参、ファックス）

《意見の件数》

- ・ 1 人、延べ1 件

第2章 子ども・子育てと若者に関する現状と課題

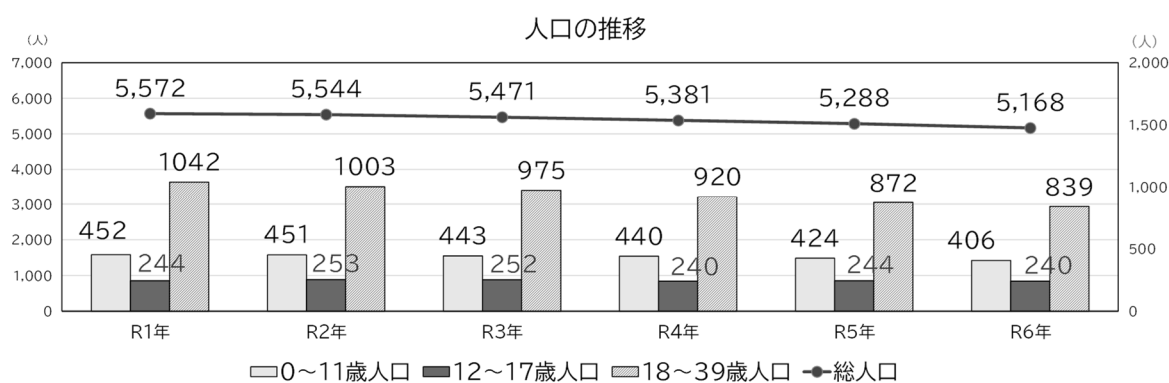
1. 基礎統計

(1) 人口

① 人口の推移と将来推計

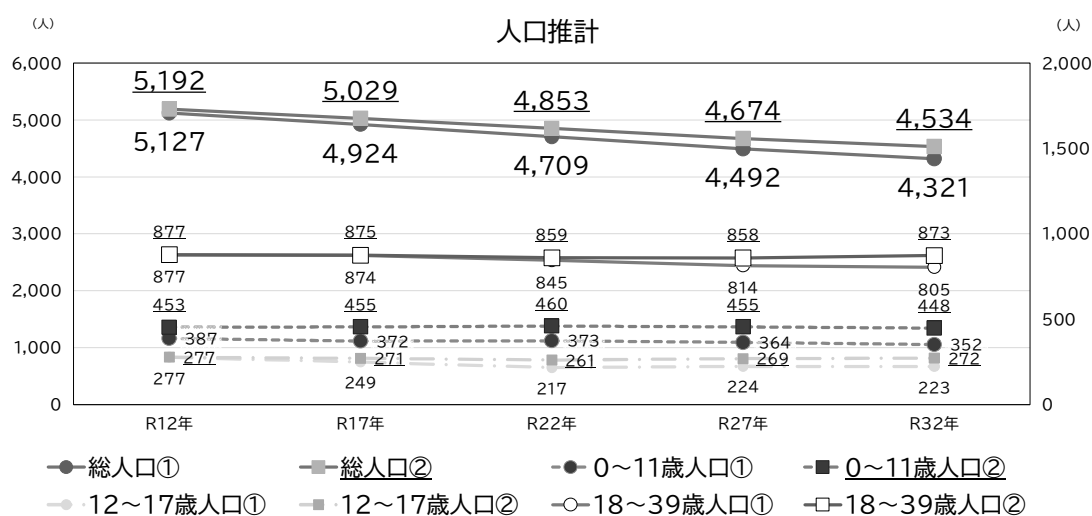
本村の人口推移をみると、総人口は令和元年から 404 人減少し、令和 6 年は 5,168 人となっています。

0～11 歳（小学生）の人口は令和元年から 50 人程度減少し、令和 6 年は 406 人、12～17 歳（中学生・高校生）の人口は横ばいで推移し、令和 6 年は 240 人、18～39 歳の若者は令和元年から 200 人程度減少し、令和 6 年は 839 人となっています。



資料：住民基本台帳各年 1 月 1 日

将来人口について、「明日香村人口ビジョン（平成 28 年）」に基づいて推計をすると、本計画期末の令和 12 年の総人口は 5,127 人～5,192 人と令和 6 年の総人口と同程度となっています。



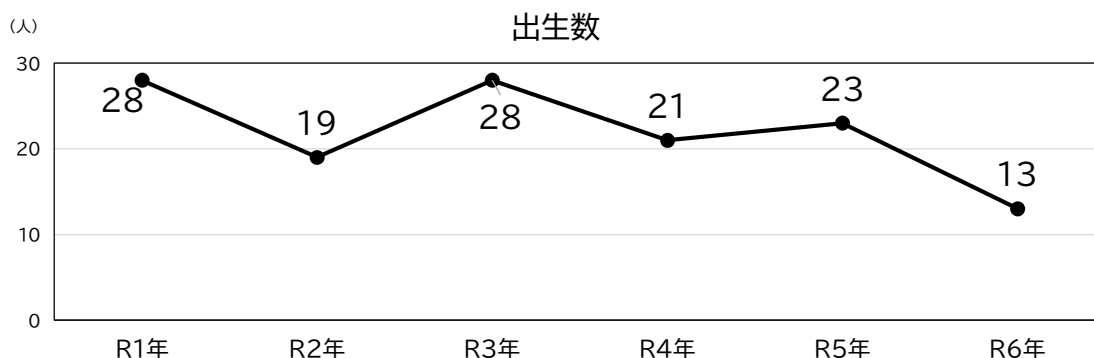
資料：健康づくり課

※ 総人口①は出生率 1.14 とし、毎年子育て中の人とその子どもが 35 人転入する条件で推計。総人口②は転入の条件は総人口①と同じとし、出生率を 1.42 として推計。令和元～6 年までの各歳年齢を踏まえて人口を按分。

※ 人口ビジョンの人口推計は平成 27 年の国勢調査人口を起点としているが、この推計は令和 2 年 1 月 1 日住民基本台帳人口を起点として推計。

② 出生数と合計特殊出生率

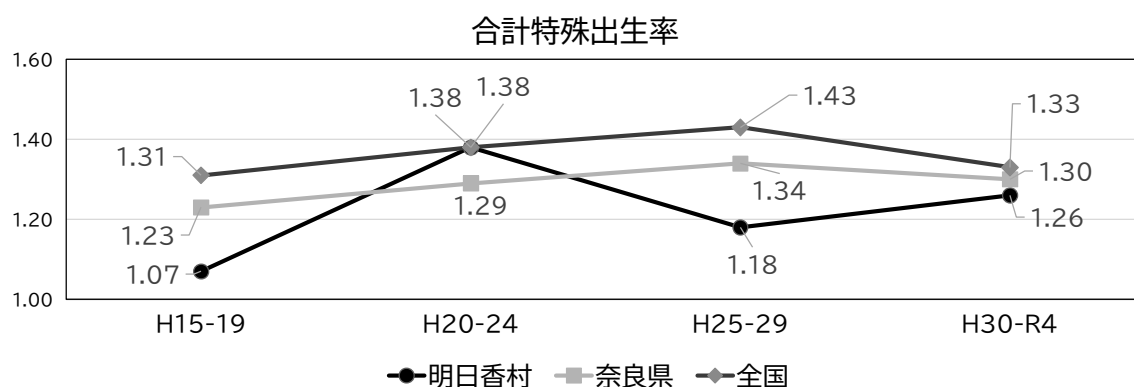
出生数は各年で差があるものの、概ね 20 人前後で推移しています。



※R 6 年はR 7 年 1 月末時点

資料：健康づくり課

合計特殊出生率は全国の自治体の 6 割の市町村が、1.2 以上～1.5 未満にあり、明日香村もその中に含まれます。また、県・全国を下回る水準で推移しています。

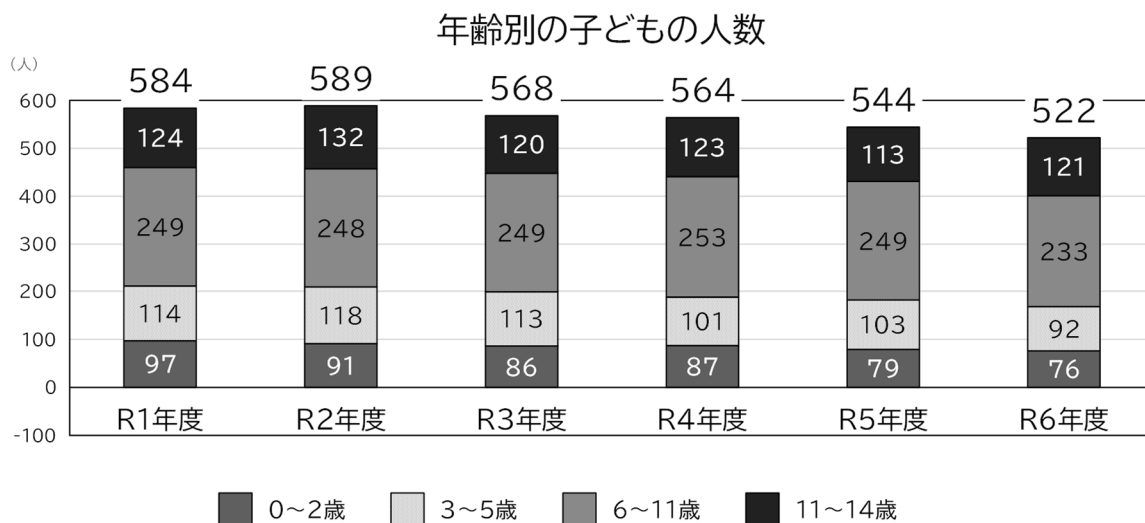


※ 合計特殊出生率は、「15 歳～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当。

市町村の合計特殊出生率は、出生数が少なく数値が大幅に上下するため、その地域の出生、死亡の動向を把握することが一般に困難である。そのため、都道府県の出生数を活用し、これと各市区町村固有の出生数の観測データを総合して当該市区町村の合計特殊出生率を推定するという形でベイズ推定を適用し、数値を算出している。

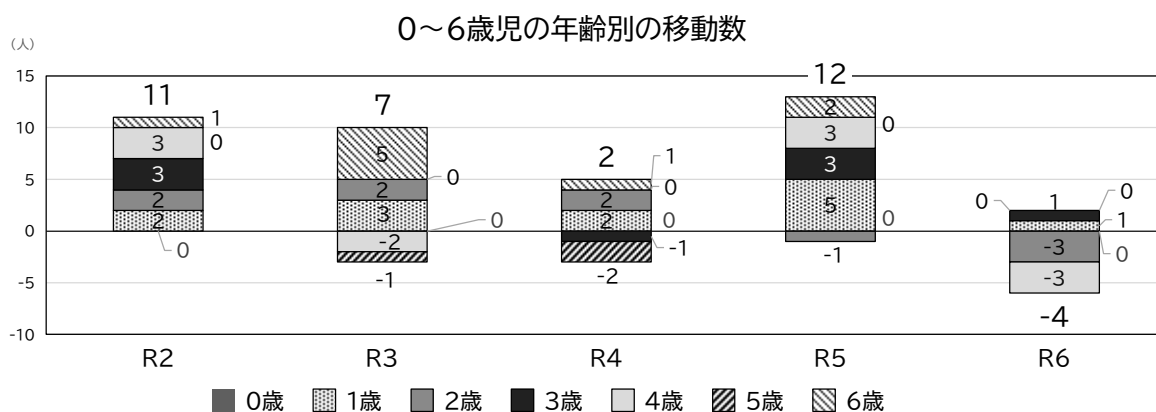
③ 各歳別児童数の推移

0～14歳の人口の推移をみると、令和元年度から減少し、令和6年度は522人となっています。特に5歳以下の未就学児が減少しています。



資料：住民基本台帳各年4月1日

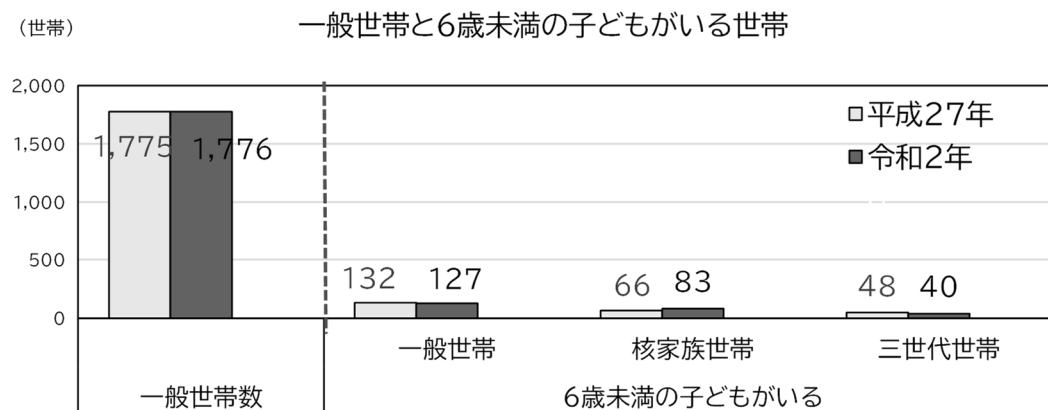
0～6歳の人口の推移をみると、1～2歳、就学する6歳になるときに一定の転入があり、出生数は20人前後ですが、就学する時までに10人前後の転入があります。



資料：住民基本台帳各年4月1日 健康づくり課集計

(2) 子育て世帯

令和2年の村内の一般世帯数は1,776世帯、このうち6歳未満の子どもがいる世帯が127世帯となっています。127世帯のうち、親と子からなる核家族世帯が83世帯、三世帯世帯が40世帯となっています。親と子からなる核家族世帯が平成27年から増加しています。



資料：国勢調査（各年）

※ 国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分している。

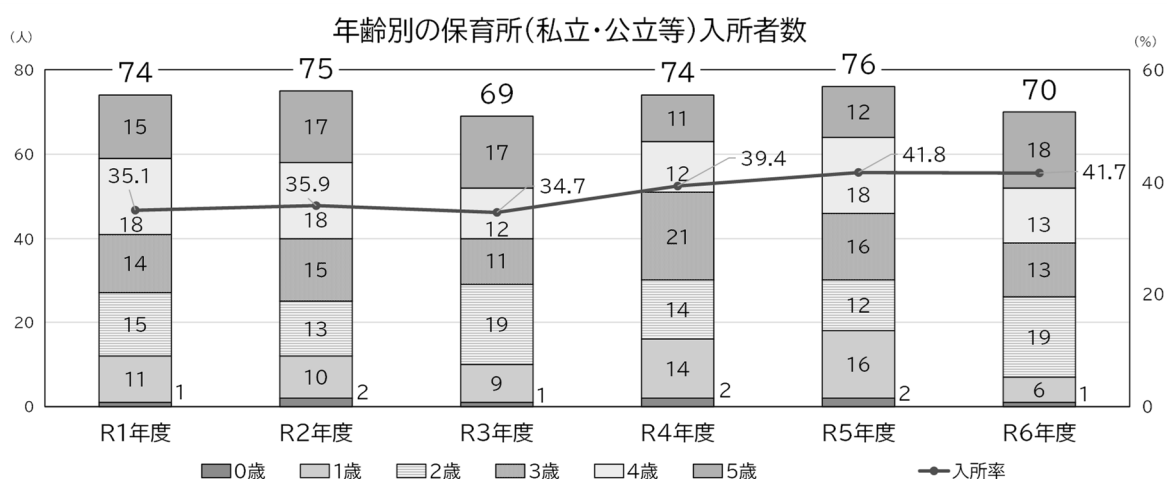
「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいう。

(3) 保育・教育

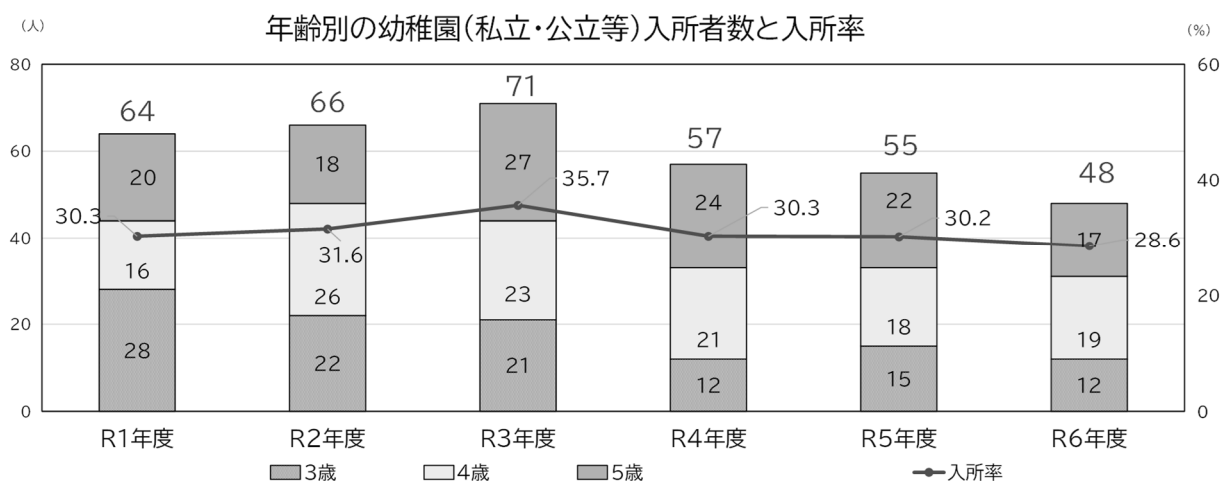
保育所（私立・公立等）の入所者数は70人前後で推移しています。0～5歳の子どものうち保育園（私立・公立等）に入所しているのは40%程度となっています。

幼稚園（私立・公立等）の入園は3歳からで、令和4年度以降は減少傾向にあり、令和6年度は48人、0～5歳の子どもうち幼稚園（私立・公立等）に入園しているのは30%弱となっています。

0～5歳の子どもうち保育所、幼稚園（私立・公立等）を利用している子どもが70%程度となっています。



資料：健康づくり課（各年4月1日現在）



資料：健康づくり課（各年4月1日現在）

2. 子ども・子育てに係る課題

(1) 母子保健を中心とした成育医療等

産後ケア体制の充実が必要である

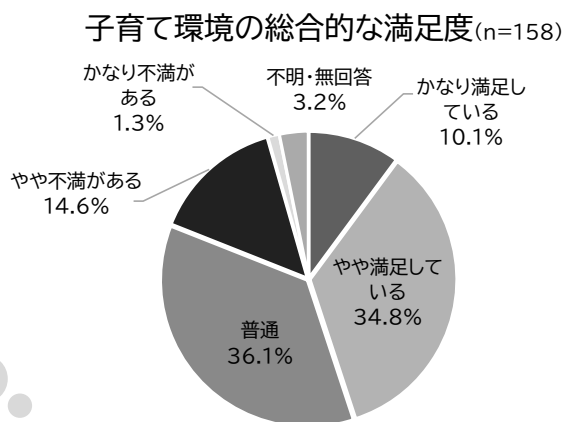
乳幼児健診やすこやかサポート訪問（新生児・産後）などによって、乳幼児がいる家庭を全数把握しており、どこかで必ずつながっている体制が整備できています。

第2期計画期間においては、不妊治療助成を拡大し、一般不妊治療に要した金額の3/4（上限75,000円）を助成することとしたほか、令和5年度からは、新生児聴覚検査助成（出生の100%が利用）を始めました。また、乳児がいる家庭への育児支援のため、訪問型による産後ケア（訪問型）を開始しています。

今後、大切な村の「たから」である子どもがひとりでも多く、健やかに生まれ育つよう、妊娠・出産期の負担軽減を図るとともに、産後の母親が安心して回復でき、24時間の心強いサポートがあるなかで集中して乳児と向き合えるよう、産後ケア体制を充実させていくことが求められます。

明日香村の子育て環境に約4.5割が満足

- ・ 全体的によくしていただいているので、子育てしやすい環境だと感じています。
- ・ 明日香村の給食費無料はすごく助かっていてありがたいです。
- ・ 保育園の数が一つしかないのも、もう少し充実してもらえると助かります。
- ・ 幼少中一貫教育を謳っているのに1年に1回でも一緒にするイベントがあればいいと思う。
- ・ 子どもが遊べる場所が少ない。
- ・ 自習できるスペースがあるとよい。
- ・ 空家バンクをもっと子育て世代の家族が住みやすい様にリフォームしてくれたら移住者が増えるのでは。



(2) 保育・教育、子育て支援

「あすかっこ」一貫教育と、子育て一貫支援体制の確立を図ることが必要である

第2期計画期間においては、平成30年10月から運用している子育て支援アプリ「あすかっこ！」の普及と機能拡充を進めてきたほか、一時的な物価高騰対策として給食費の無償化を実施しました。令和4年度には、明日香幼稚園の余裕教室を用いて地域子育て支援拠点「みらいっこルーム」を開設し、従来、明日香保育園において開設している「アミィクラブ」と2拠点の体制を整備したところです。なお、「みらいっこルーム」は明日香幼稚園のこども園への移行後も継続して実施し、村内2拠点体制を維持していきます。

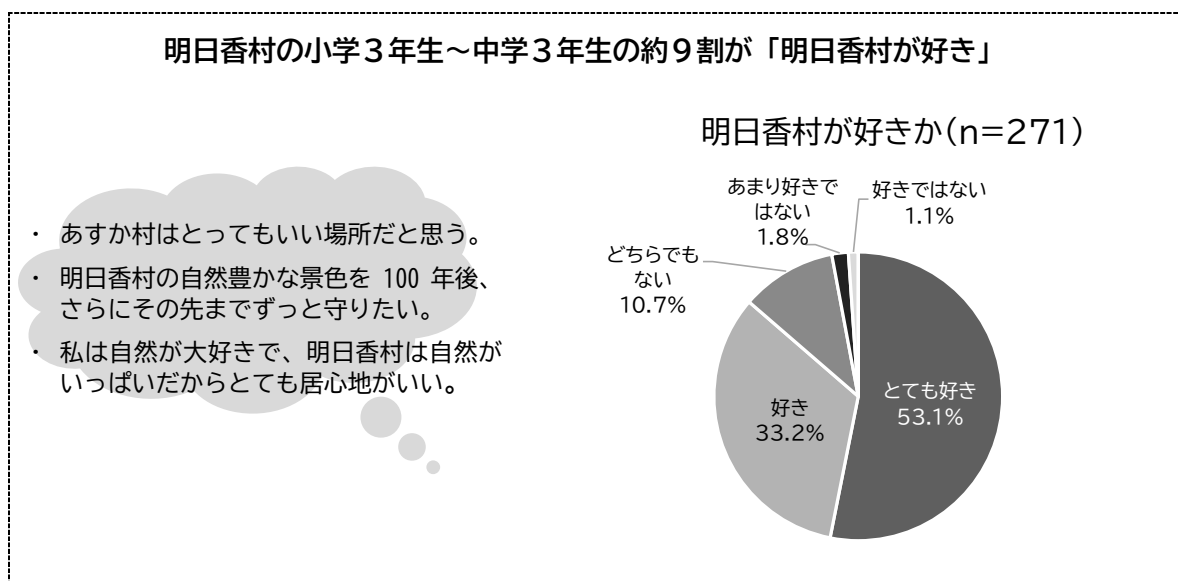
このほか、小学生のバスの待ち時間対策として「わくわくタイム」を実施し、令和6年度には、明日香幼稚園において、夏休み等の長期休業中の預かり「こどものひろば」を開設しました。

また、母子保健・児童福祉それぞれの分野で子育て支援拠点の機能を担ってきた「子育て世代包括支援センター」と児童福祉の機能を統合し、この計画がスタートする令和7年度から「こども家庭センター」として運営するための準備を進めました。

今後、明日香幼稚園、明日香保育園は、いずれも認定こども園としてのリニューアルを予定しています。開設予定に向けた取り組みを進めるとともに、令和8年度から本格実施が予定されている「こども誰でも通園制度」の導入にも対応していく必要があります。

※ このため、この計画書においては、幼稚園・保育園・こども園が混在することの分かりにくさを避けるため、すべて「こども園」の呼称のもとで内容を整理しています。

一貫した子ども・子育て支援体制となることに即応し、また、電子母子手帳化を進めることと併せて、子育て支援アプリのさらなる機能拡充と利便性向上を図っていく必要があります。



(3) 若者支援

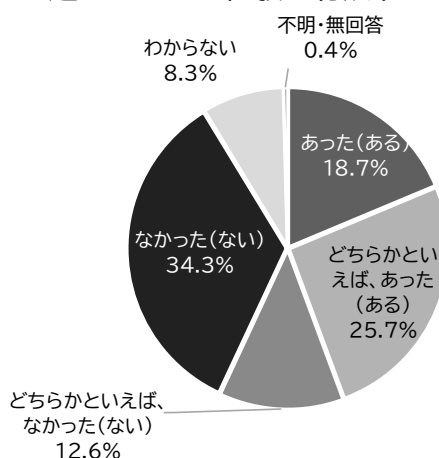
「全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会」づくりが必要

「子ども・若者育成支援推進法」に施行後 10 年が経過し、「教育、福祉、医療、雇用等の関係分野間の連携が進むなど一定の成果が見られる一方、コロナ禍の中、子供・若者の不安は高まり、状況は深刻さを増している。」として、第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」が令和3（2021）年4月に決定され、こども・若者育成支援の基本的な方針・施策が示されています。

本村においても、家庭・学校・地域・情報通信環境（ネット空間）・就業（働く場）など、こども・若者が過ごす「場」ごとの状況を捕捉しながら、こども・若者の育成支援のための施策を総合的に推進することが求められます。併せて、社会生活を営む上での困難を有するこども・若者を支援するためのネットワークを整備することも求められます。

子どもを養育していない15～44歳の村民の44.4%が
「社会生活や日常生活を円滑に送れなかった経験がある」

社会生活や日常生活を円滑に
送れなかった経験の有無(n=230)



(4) こどもまんなか社会

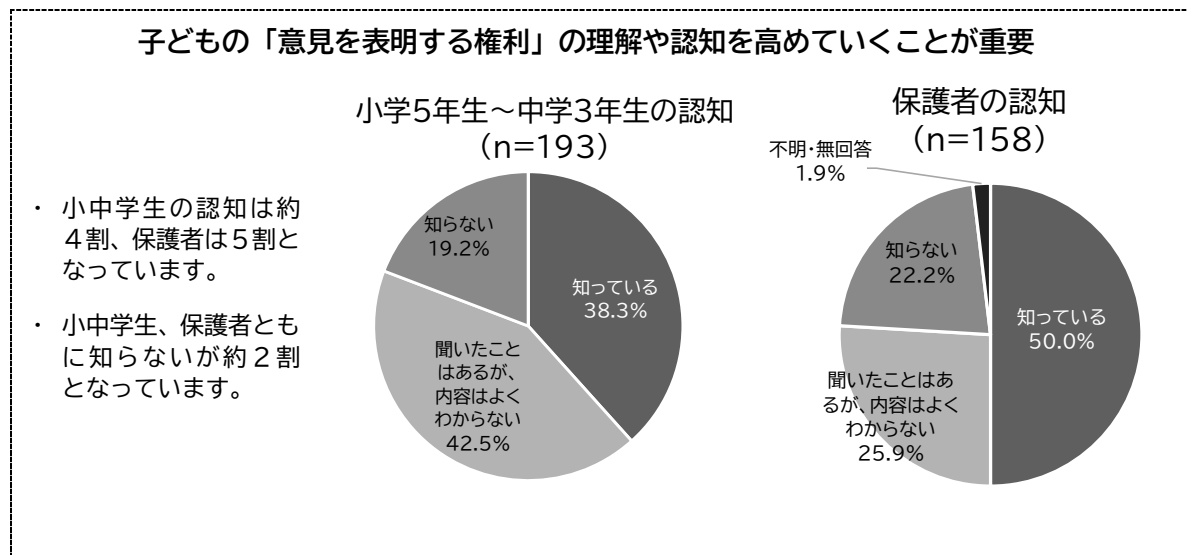
“こどもまんなか”の価値変換に、村全体で応えていくことが必要である。

平成6（1994）年に、日本が「子どもの権利条約」に批准して以降、いくつかの画期を経て、今般の「こども家庭庁」の設置、「こども基本法」の施行、「こども大綱」等の閣議決定がなされて、「こどもまんなか社会」の実現という、大きな価値変換が示されました。「こども施策」の基本的な方針としては、以下の6つが挙げられています。

- こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

- 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

これらを踏まえながら、こども・若者が権利の主体であることを村全体で改めて認識して、すべての子どもが均しく幸福な状態で生活できるよう取り組むとともに、子どもの声が村づくりに響き、若い世代が将来に希望をもってチャレンジができるよう応援していく必要があります。



第3章 理念と方針

1. 基本理念

このこも あのこも 明日香のたから
みんなで育てる あすかっこ



明日香村では、かねてより、一人ひとりの子どもを私たちの「たから」と捉えて、すべての子どもが健やかに育ち、その子らしく輝きながら社会の一員として成長していけるよう“こどもまんなか”の村づくりを進めてきています。

“あすかっこ”は、村のみんなで育てる明日香のたから。日本はじまりの地でもあり、こころのふるさとでもある「明日香村」だからこそその村民としての誇りを養いながら育ち、それぞれに見知らぬ世界に飛び出してチャレンジし、見分を広めて、また、たくさんの仲間を伴って明日香村に還ってきてほしいと願っています。

「このこも あのこも 明日香のたから みんなで育てる あすかっこ」のフレーズは、そうした願いを込めて掲げるものです。

2. 基本方針

本村では、以下の5つの方針のもとで、各般にわたる「こども施策」を推進していきます。

方針1 親子の命と健康を守る

「妊娠・出産期からの母親」と「胎児期・乳幼児期の子ども」の命と健康を切れ目のない体制で守り・大切に育て、学童期・思春期・青年期へと続く子どもの発達・成長に確実につないでいきます。

方針2 もっと子育てしやすい村

子育てに伴う不安や負担を少しでも小さくして“孤育て”を無くし、子育ての楽しさ・喜びが少しでも大きくなるよう、地域ぐるみで子どもと子育てを見守り応援することで、もっと子育てがしやすい村にしていきます。

方針3 その子らしさの輝きと、しなやかな強さを育む

すべてのあすかっこが、自分の個性を伸ばしながら「豊かな感性」「確かな学力」を身につけ、また、「たくましく・しなやかな心と体」を培っていくための条件・環境を充実させます。

方針4 支援が必要なこども・若者と家庭をしっかり支える

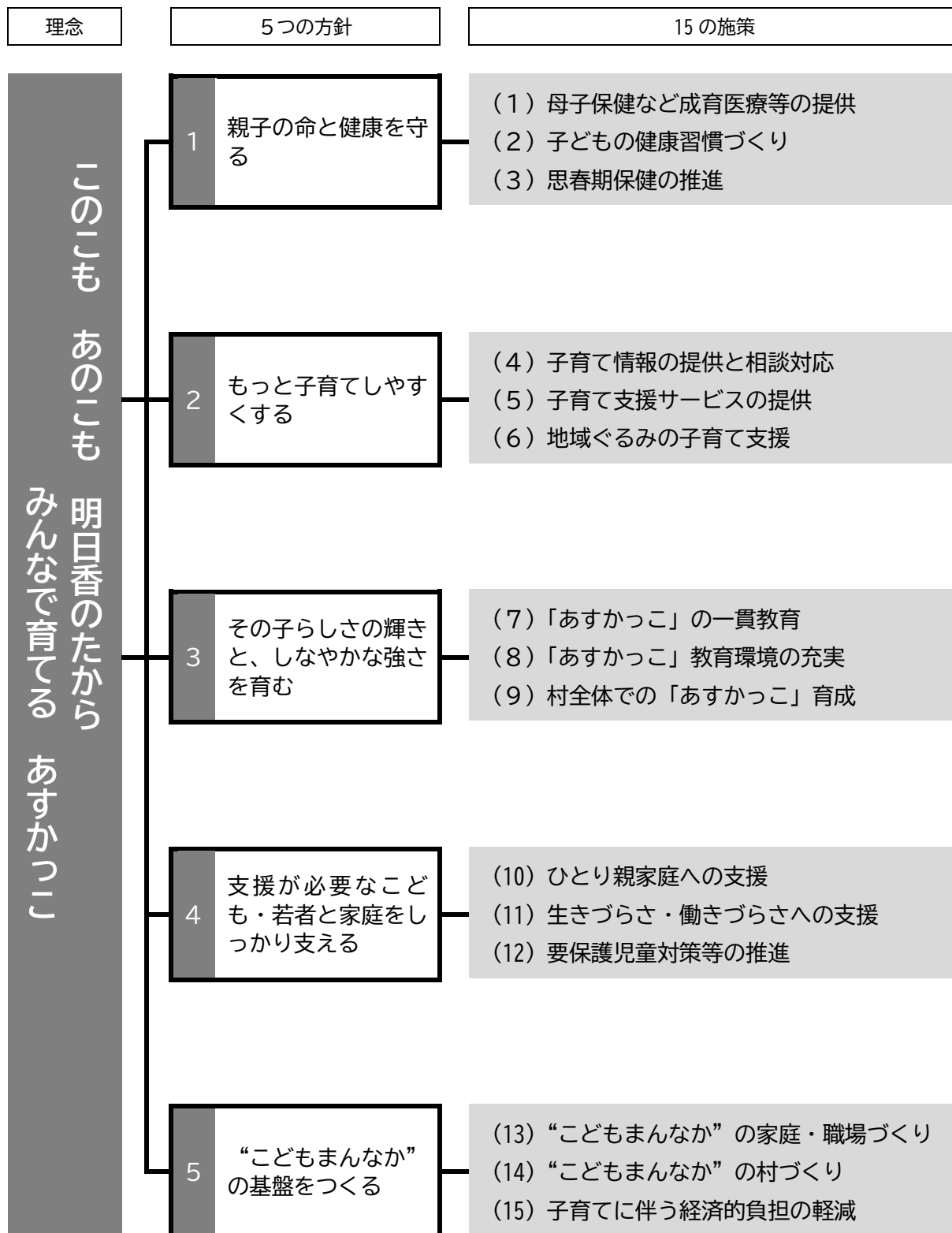
すべての子どもが有する「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障するため、その子の特性や障害の有無、家庭環境といった、個別性の高い状況に即応しながら、支援が必要なこども・若者と家庭を村全体で支えます。

方針5 “こどもまんなか”の基盤をつくる

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子育てしやすい家庭づくり、子育てを応援する職場づくり、また、子どもと子育て家庭の安全・安心が守られる村づくりの各側面から、“こどもまんなか”への価値転換を進めます。

3. 施策の体系

理念と5つの方針のもと、以下の施策の体系によって“こどもまんなか”の明日香村づくりを進めていきます。



第4章 施策の展開

1. 親子の命と健康を守るための施策

(1) 母子保健など成育医療等の提供

妊娠時期からの健康教育や相談事業を通じて育児不安の軽減を図るとともに、各成長発達段階での健康診査や相談において、スクリーニングを実施し、早期治療・療育につなげます。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、個別の状況把握を行って、必要に応じた適切な支援につなげます。

① 妊娠・出産期のサポート

早期から妊婦の健康等、妊娠・出産におけるリスクを把握し、安全・安心に出産できるよう支援するとともに、不妊治療や妊娠、出産、子育てについての悩みがある人を対象とした相談等を行います。不妊治療助成については、生殖補助医療への助成拡大を図るほか、子育て支援アプリ「あすかっこ！」の機能拡充と電子母子手帳化、陣痛時タクシー助成により、さらに妊娠・出産期のサポートを強化します。

【主な事業・取り組み】

母子健康手帳の交付・電子化	妊婦健康診査補助券
妊娠なんでも相談	妊婦歯科健診
不妊治療助成	出産育児一時金
子育て支援アプリ「あすかっこ！」	出産応援ギフト
妊娠判定の費用助成	陣痛時タクシー助成
すこやかサポート訪問（妊婦）	

② 産後ケアの充実

生後1か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供等を行って子育て不安等の軽減・解消を図るとともに、訪問前と後に保健師等と情報を共有し、支援方針を確認して、虐待予防・早期発見に努めます。また、こうしたすこやかサポート訪問に加えて、産後ケアの提供も実施します。

また、低体重児の届出や養育医療の申請等で把握する未熟児がいる家庭についてもすべて訪問し、医療・福祉等と連携のもとで養育上必要な支援を行います。

【主な事業・取り組み】

こんにちは赤ちゃん訪問	未熟児訪問
すこやかサポート訪問（新生児・産後）	産後健診費用助成（産婦）
産後ケア助成（訪問・宿泊）	子育て応援ギフト

③ 乳幼児の発達支援

乳幼児健診において、問診・身体計測・発達確認・栄養相談・歯科相談等を行うとともに、保護者への指導や講話等も充実させながら、安心して子育てができるよう支援します。

また、各種訪問事業や健診等で育児上の諸問題や親の抱える養育上の問題等について保健師・管理栄養士・歯科衛生士等の専門職や主任児童委員による相談を行います。

【主な事業・取り組み】

乳幼児健診	未熟児の養育医療費の支給
産後健診費用助成（新生児）	ブックスタート

④ 小児医療の提供等

BCG（結核）・日本脳炎・5種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）・麻しん・風しん等についての予防接種を実施し、その他の任意予防接種と併せて、子育て支援アプリを通じた情報提供を行います。

また、口腔衛生の向上のため、歯科医師による歯科健診や歯科衛生士からのブラッシング指導・歯科模型を用いた指導等により、むし歯や歯周病に対する予防・意識啓発を行います。

近隣市町村や関係機関と連携し、休日夜間診療体制を維持するとともに、必要時に戸惑うことなく適切に救急医療にかかれるよう、小児救急電話相談の周知に努めます。

【主な事業・取り組み】

各種予防接種	施設内集団感染予防の周知・啓発
小児医療の周知と啓発	子どもの医療費助成
幼児歯科健診	

(2) 子どもの健康習慣づくり

ライフステージに応じた食育を推進するため、他機関と連携しながら、暮らしのさまざまな場面において、食に関する情報提供や学習機会を充実させます。また、参加ができない保護者に対する情報提供を充実させます。

① 母子保健事業を通じた食育

乳幼児健診や新生児訪問などを通じて、子どもに必要な栄養や口腔衛生についての知識普及と意識啓発を行い、親子の規則正しい生活リズムの確立を支援します。

また、乳幼児とその保護者を対象に行う「らっこ教室」「くまさんといっしょくらぶ」の取り組みの中で、離乳食の講義、栄養のバランスや料理の方法、ファストフードの使い方、野菜を食べる工夫・おやつ役割など、様々な面からの食育を進めて、子どもが正しい食生活の基本を身につけられるよう支援します。

【主な事業・取り組み】

乳幼児健診等を通じた規則正しい生活習慣づくり	
「らっこ教室」での離乳食教室	
「くまさんといっしょくらぶ」での食育教室	

② こども園・学校等における食育

給食センターにおいて、成長期に必要な食事についての栄養指導を掲載した給食だよりを毎月発行するほか、こども園等や各学校と連携し、管理栄養士による食育指導、広報、ポスター掲示等で、季節の食事を楽しむことや減塩、野菜を食べることの大切さ等を伝えます。

また、地元農家の協力を得て、子どもに菜園活動・収穫・調理等の体験機会を提供します。

【主な事業・取り組み】

給食だよりの発行	ぱくぱくげんきっこ教室
食育に関する啓発	栽培活動

③ こども園・学校等における口腔ケア

こども園・学校等において、正しい歯みがきの手法や習慣、発達段階に合わせたむし歯や歯周病の予防について教育し、子どもの歯みがき習慣の確立を図ります。また、むし歯予防の効果を高めるため、歯の質を強化するフッ化物洗口を実施します。

【主な事業・取り組み】

むし歯予防教室	フッ化物洗口
---------	--------

(3) 思春期保健の推進

思春期保健推進検討会において、思春期の子どもの共通課題や思春期保健の推進方針などを検討・共有し、また、学校における思春期教室などを通じた取り組みの成果について検証しながら、思春期保健を推進します。

① 思春期保健推進検討会

生命の誕生と性、性感染症等に関する正しい知識の普及、ライフプランニング支援、たばこ・薬物等が心身に与える影響についての啓発など、思春期の子どもに対して行う指導や教育の方針について、関係する機関において、専門家や地域の人も交えながら検討し、思春期教室などの機会を通じた思春期保健を推進します。

② 思春期教室の実施

小学校・中学校の児童・生徒を対象に保健師や助産師から、大人へと成長する体や心の変化について指導し、自分の体や心の変化を知ること、相手に対しての思いやる気持ちを大切にできるよう支援します。

【主な事業・取り組み】

いのちの教室	親子とのふれあい教室
性感染症予防の教室	ライフプランの教室

③ たばこ・薬物等による健康被害に関する啓発等

ポスターやちらし、広報紙、保健だよりなどの広報媒体や、特別活動（学活）、また、講演会等を通じて、たばこ・薬物等の害についての啓発を行います。

小中学校においては、たばこ・薬物等の害について、医師等から学ぶことで、子どもに「生涯を通じてたばこを吸わない意識を持つ力」「薬物からの害を将来にわたって自分で回避できる力」を育成します。

また、公共施設や不特定多数の人が多く集まる施設において、施設内禁煙・敷地内禁煙等の受動喫煙対策を推進します。

【主な事業・取り組み】

たばこ・薬物等の害についての啓発	薬害防止教室
喫煙防止教室	受動喫煙防止の村づくり

2. もっと子育てしやすくするための施策

(4) 子育て情報の提供と相談対応

子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てができるよう、さまざまな媒体を活用して、子育てに関する情報を発信するとともに、身近で気軽な相談から専門的な相談まで、適切に対応します。

① 子育て情報の提供

広報誌やホームページのほか、「育児支援ガイドブック」「子育て支援アプリ」などにより、こども園や小中学校についての情報、各種の子育て支援に関する情報等を提供します。

【主な事業・取り組み】

子育て情報の提供	各学校での情報提供
こども園での情報提供	

② 子育て・教育相談の実施

こども園等に設置した地域子育て支援拠点「アミィクラブ」「みらいっこルーム」において、発達の相談や子育ての悩み、子どもとの関わり方など、子育てに関する全般の相談に対応するほか、児童・生徒の保護者や教諭と連携して、臨床心理士による教育相談につなげます。

【主な事業・取り組み】

地域子育て支援拠点での相談	臨床心理士による教育相談
育児相談	発達支援

(5) 子育て支援サービスの提供

子どもを養育する保護者が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスと放課後児童の健全育成の場を提供します。

① 仕事と子育ての両立支援

こども園等において保育を提供するとともに、保護者の就労、疾病、災害等、また、育児疲れ解消等の事由に即して、一時預かり、延長保育、こども誰でも通園、子育て短期支援を実施するとともに、病気回復期の子どもを安心して一時的に預けられるよう病児・病後児保育を提供します。

このほか、子育てを支援する相互援助活動を行う有償のボランティア組織「ファミサポ明日香」の活動を支援します。

また、放課後や夏休み等に家庭で監護ができない児童に対して、適切な遊びと生活の場を提供し健全な育成を図るため「あすかなかよしクラブ（放課後児童クラブ）」を開設しており、その周知と利用の促進を図ります。

【主な事業・取り組み】

幼保連携型認定こども園<保育、一時預かり、延長保育、こども誰でも通園>
子育て短期支援<ショートステイ、トワイライトステイ>
病児・病後児保育
ファミサポ明日香<ファミリー・サポート・センター>
あすかなかよしクラブ<放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）>
ベビーシッター利用料助成

② こども家庭センターの運営

子育て世代包括支援センターでは、主に母子保健の分野において、子育てに関する情報提供や利用支援、相談への対応、関係機関との連絡調整等を行い、保護者が円滑に子育て支援事業を利用できるよう支援してきました。

令和6年4月に改正施行された児童福祉法に基づいて、令和7年度からは児童福祉機能と統合し「こども家庭センター」とすることで、「あすかっこ」の育ちと子育てを、より一貫した体制のもとで支えていきます。

(6) 地域ぐるみの子育て支援

「あすかっこ」を村の“まんなか”に据えて、地域ぐるみで子どもの育ちと子育てを応援します。

① 祝い金等の支給

村で子どもが生まれて育っていくことを村全体で祝い、子育て家庭の一助となるよう祝い金等を支給します。

【主な事業・取り組み】

出産祝金	子育て世代新築助成
児童手当	入学祝金

② 子育て仲間のつながりづくり

育児不安等の軽減のための相談や、誕生日会等の開催、親子同士・保護者同士の交流のため、地域子育て支援拠点・こども園等で子どもの年齢に応じた各種教室や園庭開放等を実施します。

また、社会福祉協議会に委託して、育児経験者による子育て支援ボランティアの育成を進め、地域の子育て力を強化します。

【主な事業・取り組み】

らっこ教室	くまさんといっしょくらぶ
マコリエ（マ・コども・リラックス・リフレッシュ・えがお）	
子育て支援ボランティアの育成	

③ 地域子育て支援の促進

子育て支援団体など自主的なグループの活動を促進するとともに「みんなの食堂」といった取り組みを通じて、多世代交流の促進と地域の育児力の向上を図ります。また、民生児童委員との緊密な連携のもとで、地域における子育て相談・支援体制を強化していきます。

3. その子らしさの輝きと、しなやかな強さを育むための施策

(7)「あすかっこ」の一貫教育

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視して、「あすかっこ」に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む村ならではの「一貫教育」の体制を充実させます。また、明日香学講座、ボランティアガイド体験、伎楽の勉強などを通じて、子どもに郷土への誇りと愛着を育む郷土学習にも注力します。

そのため、こども園・小学校はもとより、家庭、地域、関係団体と連携・協働し、5歳児から小学校1年生の2年間において、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う「架け橋期」の教育の充実を図ります。

こども園（現明日香幼稚園）においては、大学との連携のもとで「わくわくいろあそび」や基礎的な言語力の育成など、「あすかっこ」に特色・魅力ある就学前教育を行うとともに、中学校までの一貫性のある国際理解教育により、「明日香に根ざした国際人」の育成を図ります。中学生を対象として、語学研修と明日香の文化を広めることを兼ねた子どもの海外派遣「明日香の風」「日韓の架け橋」を行います。

また、「NPO 法人 楽スポあすか」に委託し、こども園等や小学校での運動・体育指導、中学校での部活動指導者の派遣などを行い、児童・生徒の基礎体力の向上を図ります。

【主な事業・取り組み】

「あすかっこ」一貫教育	郷土学習
わくわくいろあそび<特色ある就学前教育>	
国際理解教育	基礎的な言語力の育成
体力・運動能力の向上	わくわくタイム<小学生バス待ち時間対策>

(8)「あすかっこ」教育環境の充実

一人ひとりの児童・生徒の状況を教員が丁寧に把握して、個に応じたきめ細かな教育・指導等の充実を図ります。発達障害などがある子どもに対しては、その子の生活や学習上の困難を改善・克服するため、特別支援員を配置して適切な指導や支援を行います。

また、発達・いじめ・ヤングケアラー・不登校・虐待など、多様化し深刻なケースも多く含まれる諸相談に適切に対応して、子どもと保護者等の不安を和らげるとともに、家庭や学校と関係機関との連携を強化しつつ、問題解決を図ります。

【主な事業・取り組み】

特別支援員の配置	教育相談
----------	------

(9) 村全体での「あすかっこ」育成

① 地域とともにある学校

村では、地域とともにある学校（コミュニティ・スクール）としてとして、学校運営協議会を中心に、地域と学校が協働して学校経営を行ってきています。引き続き、地域全体で学校を支える学校支援活動の充実を図ります。

また、家庭を離れて、地域の人との協力を得ながら、一定期間自分たちで集団生活を送り通学することで、規範意識の向上や自立心を高める「あすか通学合宿」を行います。

【主な事業・取り組み】

コミュニティ・スクール	あすか通学合宿
学校・地域コミュニティ活動	

② 地域行事を通じた多世代交流

「あすかふるさと夏まつり」「村民体育祭」「明日香村駅伝大会」「文化祭(芸能大会、美術展)」「あすか花火大会」「飛鳥ハーフマラソン」、また、「20歳を祝う会」など様々な地域行事を、こども・若者が村民としての誇りを養うための多世代交流の機会として活用していきます。

③ 保育・教育に係る経済的負担の軽減

3歳児以上におけるこども園等の利用料を無償とするとともに、0～2歳児の保育料を国基準より減額し、給食費について助成します。令和7年度からは従来の第2子保育料の無償化の制度を拡充し、戸籍どおりの「第2子」から保育料を無償とします。また、チャイルドシートの貸し出しを行います。

【主な事業・取り組み】

幼児教育保育の無償化	給食費助成
保育料の減額	チャイルドシートの貸し出し
第2子保育料の無償化	

4. 支援が必要な子ども・若者と家庭をしっかりと支えるための施策

(10) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、経済的な支援を行うとともに、就業や仕事と子育ての両立を支援します。

【主な事業・取り組み】

児童扶養手当	ひとり親家庭等への保育料軽減
ひとり親家庭等医療費助成	就労相談支援
ひとり親家庭等相談	ひとり親家庭等の日常生活支援事業

(11) 生きづらさ・働きづらさへの支援

① 若者への支援

青少年の犯罪や非行を防止し、また、立ち直りを支援するため、青少年健全育成連絡会等の活動を軸に、家庭・学校・地域が一体となって、見回りや啓発活動を行います。

また、ひきこもりに関する相談支援や障がい福祉サービスにおける就労支援を行います。

【主な事業・取り組み】

社会を明るくする運動	青少年健全育成連絡会
スクールカウンセラー	ひきこもり相談
障害者就労支援	

② 障がいのある子どもと家庭への支援

子どもの発達課題に対する保護者の受容を支援し、子どもに必要な療育・支援につなぎます。こども園や学校等においては、運動の得意・不得意、発語の時期など、一人ひとりの成長ステップにあわせた適切な教育・保育を行い、必要な障がい福祉サービスを用いながら、子どもとその家族の地域生活を支えます。

【主な事業・取り組み】

療育相談	特別児童扶養手当
障害児保育における保育士の加配	心身障害者医療費助成
放課後デイサービス	児童発達支援

(12) 要保護児童対策等の推進

児童虐待やヤングケアラーなどについての正しい知識の普及と意識啓発、また、教職員等への研修を行うとともに、行き詰らない子育てのためにサポートが必要な家庭に養育支援訪問等を行います。

また、子どもや虐待の疑いに気づいた人が、安心して相談・通報できる各種の窓口の周知に努めて、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図ります。

【主な事業・取り組み】

人権相談	こども家庭センターにおける相談
心配ごと相談	養育支援訪問
学校保健委員会	明日香村要保護児童対策地域協議会
要保護児童等に関する教育相談	SOS カードの配布
せんせいあのね	

5. “こどもまんなか”の基盤をつくるための施策

(13) “こどもまんなか”の家庭・職場づくり

性の多様性についての認知が広がるなか、ジェンダーバイアスにとらわれることなく、誰もがその人らしく家事や育児に参画し、自らが望むワーク・ライフ・バランスが実現できる地域社会づくりの重要性についての理解も広がっています。

“こどもまんなか”の地域社会づくりの基本として、家事や育児を分担できる家庭づくり、多様な働き方を支援する職場づくりについての啓発を行うとともに、事業所・労働者の双方に対して、各種制度の周知・啓発を図ります。

(14) “こどもまんなか”の村づくり

妊産婦や子ども連れの家族など、すべての人が安心して外出できる環境づくりを進めるとともに、子どもと子育てに対してやさしい“こどもまんなか”の村づくり、こども・若者の「居場所づくり」を進めます。

また、子どもがのびのびと安全に遊ぶことができ、親も安心して子どもを遊ばせることができる場を充実させるため、地域の集会所や公園などの積極的な活用を進めるとともに、関係団体や関連する機関、地域の協力を得ながら、安全に外で遊べる環境づくりに努めます。

① 子ども・子育てバリアフリー化の推進

道路・公園・公共施設・交通機関等において、段差の解消等のバリアフリー化や子ども用手すりの設置などに努めるとともに、トイレへのベビーベッド等の設置や授乳室の設置等を推進します。また、公共性の高い民間施設に対しても子ども・子育てバリアフリーの普及啓発を行います。

【主な事業・取り組み】

公共施設等の子ども・子育てバリアフリーの推進
子ども・子育てバリアフリーの意識啓発

② 安全・安心な村づくり

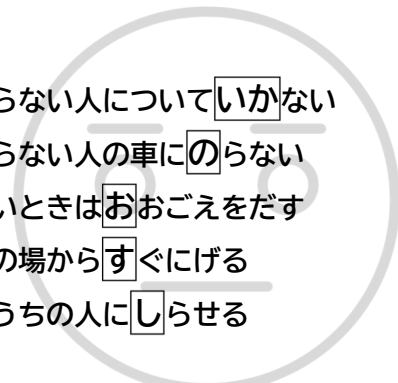
子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全設備の設置、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良など安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、就学前の児童や学校の生徒等に対する交通安全学習を推進します。

そのほか、事故・災害・犯罪の未然防止と早期発見・対応に努めます。

【主な事業・取り組み】

「あすかっこ」交番旗の設置	地域安全推進委員活動の促進
明日香村交通安全協力会活動の促進	明日香村地域安全パトロール隊活動の促進
明日香村交通安全母の会活動の促進	犯罪防止「いかのおすし」運動の促進

《防犯標語 「いかのおすし」

- 
- ・知らない人について**い**かない
 - ・知らない人の車に**の**らない
 - ・怖いときは**お**おごえをだす
 - ・その場から**す**ぐにげる
 - ・おうちの人に**し**らせる

(15) 子育てに伴う経済的負担の軽減

① 妊娠まで～妊娠中

事業	事業内容	担当課
不妊治療助成 (一般・生殖補助医療)	- 一般不妊治療を受けられている方を対象に治療にかかった金額の3/4(上限75,000円)を助成します。 - 保険診療で行う生殖補助医療のうち、患者が負担した医療費(保険適用後の自己負担分)の半分(上限50,000円)を助成します。	健康こども福祉課
妊娠判定の費用助成	市町村民税非課税世帯に属する女性(生活保護世帯を含む)の方を対象に妊娠しているかどうかの判定受診の費用(1人当該年度内に2回まで、1回の上限を7,000円)を助成します。	健康こども福祉課
妊婦健康診査補助券	- 妊娠届け出の際、母子健康手帳などと一緒に「妊婦一般健康診査補助券」を交付しています。補助券40枚100,000円分(1枚の券2,500円分) ※ 転入された場合は妊婦健診の受診補助券を差し替える必要があります。	健康こども福祉課
妊婦歯科健診	妊娠期間中に1回、無料で歯科健診が受けられます。対象の方には随時問診票を送付します。	健康こども福祉課

② 誕生～1歳頃

事業	事業内容	担当課
出産応援ギフト	すべての妊婦が安心して出産・子育てができるように、50,000円を給付します。	健康こども福祉課
出産育児一時金	妊娠4か月以上で出産した方を対象に、お子さん1人につき500,000円(産科医療補償制度対象外となる出産の場合は488,000円)を支給します。	くらし窓口課
出産祝金	出生児の出生の日以前3か月以上継続して本村に住所を有する父母、養育方を対象に、第1子30,000円、第2子50,000円、第3子70,000円、第4子以降100,000円を支給します。	くらし窓口課
産後健診費用助成	出産後おおむね1か月頃、母子が医療機関で初回に受ける健診(1か月健診)にかかる費用(1組の母子に対して合算で上限5,000円)を助成します。	健康こども福祉課
産後ケア助成 (訪問・宿泊)	産後に心身の不調または、育児不安があり支援が必要な方に心身のケアや育児のサポート及び支援を行います。	健康こども福祉課
未熟児の養育医療費の支給	養育のための病院等に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を支給します。(所得により自己負担有)	健康こども福祉課
子育て応援ギフト	産後、安心して子育てができるように、50,000円を給付します。新生児訪問時に申請書をお渡しします。	健康こども福祉課

事業	事業内容	担当課
児童手当	・ 児童手当は高校生年代（18 歳になった日以降の最初の 3 月 31 日まで）の子どもを育てるすべてに支給される手当です。	くらし窓口課
チャイルドシート貸し出し	・ 明日香村に住所のある、新生児から 4 歳未満のお子さんを養育している方を対象に無料（ただし、返却時のクリーニング代等負担）で貸し出します。 ※ 台数に限りがあります。	健康こども福祉課
子どもの医療費助成	・ 明日香村に住所がある 0 歳から中学校修了（15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日）までのお子さんの保険診療について、自己負担額から一部負担金※を除いた額を助成します。（入院時の食事等に係る標準負担金は助成対象外） ※ 一部負担金とは 500 円／1 月あたり 1 医療機関（14 日以上入院の場合は 1,000 円）	くらし窓口課
第 2 子保育料無償化	・ 明日香村に住所がある保育認定子どもにおいて、保護者の所得や子どもの年齢等にかかわらず、生計を一にする子ども全員をカウントし、第 2 子目以降の保育料を無償化します。	健康こども福祉課

③ 2 歳頃～6 歳頃

事業	事業内容	担当課
幼児教育・保育の無償化	・ 幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無料になる制度です。無償化の期間は、満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前までの 3 年間です。	健康こども福祉課
認定こども園に通う新 2 号児の預かり保育助成	・ 教育認定子ども（1 号）のうち、保育の必要性の認定を受けた児童（新 2 号）が認定こども園において預かり保育を利用した際にその利用料を助成します。	健康こども福祉課
保育料の減額	・ 多子世帯の保育料を軽減します。 第 2 子自己負担半額 第 3 子以降自己負担無し（年齢要件有り） ※ 年収 360 万円未満相当世帯については、第 1 子の年齢にかかわらず、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となります。 （生活保護世帯や、ひとり親世帯で市町村民税非課税の場合は、1 子から無料です）。 ※ 3～5 歳児クラスは無償になります。	健康こども福祉課
ファミサポ明日香の利用料助成	・ ファミサポ明日香を利用した際に、利用料の半額を村が助成します。	健康こども福祉課
給食費助成	・ こども園・小学校・中学校に在籍しているお子さんの学校給食費に係る経費を助成しています。 第 2 子自己負担半額 第 3 子以降自己負担無し	健康こども福祉課 教育推進課
入学祝金	・ 4 月 1 日現在、本村に住所を有し、小学校または中学校に入学する児童・生徒を養育している父母又は保護者を対象に、対象児童・生徒 1 人につき、30,000 円を支給します。	教育推進課

④ 小学校・中学校

事業	事業内容	担当課
就学援助制度	経済的な理由で就学が困難な場合に、お子さんの学用品等の一部や給食費などを助成します。 【助成内容】 学用品費、新入学用品、校外活動、学校給食費、修学旅行費。	教育推進課
特別支援教育 就学奨励制度	特別支援学級へ就学されているお子さんがいる保護者に対して、経済的に負担を軽減するため、その世帯の収入額に応じて、必要な経費の一部を助成します。 【対象者】 村内小中学校特別支援学級に就学しているお子さんの保護者で、一定の所得の範囲内の方 【助成内容】 学用品、新入学用品、校外活動費、オンライン学習通信費	教育推進課
特別支援教育 就学奨励制度	障害のある児童・生徒が特別支援学校、小学校、中学校へ就学する場合に、その保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助しています。	教育推進課
要保護・準要保護児童 生徒就学援助制度	義務教育を受ける児童・生徒が、経済的な理由で就学が困難な場合に、その保護者に対して必要な援助として、児童・生徒の学用品の一部や学校給食等就学に必要な経費の一部を援助しています。	教育推進課

⑤ その他

事業	事業内容	担当課
子育て世帯新築等 助成	15歳に達するまでのお子さんのいる世帯が住宅を新築・増築した場合（但し、対象住宅に定住を開始した日から5年以内にお子さんが出生された場合も含む。）助成金1,000,000円	総合政策課
心身障害者医療費 助成	1歳から75歳までの障害をお持ちの人が、病気やケガで保険診療を受けたときに自己負担額から一部負担額を抜いた額を助成します。	くらし窓口課
特別児童扶養手当	20歳未満の身体や精神に中程度以上の障害を持つ児童を監護している父や母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。	くらし窓口課
児童扶養手当	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭（ひとり親家庭）、父または母に重度の障害がある家庭に支給される手当です。18歳に達する日以降最初の3月31日まで（心身に一定の障害がある場合は20歳まで）の児童を監護している父または母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給していきます。	くらし窓口課
ひとり親家庭等 医療費助成	母子・父子家庭、またはこれに準ずる家庭において、18歳以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）のお子さんを養育している方及びそのお子さんの保険診療について、自己負担額から一部負担金（※）を除いた額を助成します。（入院時の食事等にかかる標準負担金は助成対象外） ※ 一部負担金とは 500円／1月あたり1医療機関（14日以上入院の場合は1,000円）	くらし窓口課

第5章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供の考え方と主要事業について

子ども・子育て支援事業計画では、「子ども・子育て支援法」に基づき、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域を設定するとともに、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本村では、人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全村域で柔軟に教育・保育の提供を行うため村全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、村全域を1つの区域とします。

また、主要事業の対象となる本計画期間中の人口の見込みは下記の通りです。上位計画である「明日香村総合計画」「人口ビジョン」を踏まえて、出生率が上昇し、子育て世代の転入が一定見込まれる場合で推計しています。

0歳～11歳人口の見込み

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	21	21	21	21	22
1・2歳	47	48	48	49	49
3～5歳	95	91	92	89	87
6～8歳	132	126	119	111	105
9～11歳	137	135	134	134	131

資料：健康づくり課

※ 出生率1.14、毎年子育て中の人とその子どもが35人転入する条件で推計し、住民基本台帳の実績値に基づいて、各年、1歳階級に振り分けた数値。

※ 人口ビジョンの人口推計は平成27年の国勢調査人口を起点としているが、この推計は令和2年1月1日住民基本台帳人口を起点として推計。

2. 主要事業の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 幼児期の教育・保育

公立・私立（民間）を問わず、村内、村外の幼稚園・保育所・認定こども園などのそれぞれの特徴を活かしながら‘総合力’で、「質の高い幼児教育及び保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」を図る必要があります。

なお、「子ども・子育て支援法」では、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用に際しては、教育・保育の必要性に応じて、次の支給認定を受けてから給付を受けることとなります。

【認定区分と提供施設】

認定区分			提供施設
1号	3～5歳	・ 幼児教育のみを希望	認定こども園 幼稚園
2号	3～5歳	・ 保育を必要とし、認定こども園等での保育を希望	認定こども園 保育園
3号	0～2歳	・ 保育を必要とし、認定こども園等での保育を希望	認定こども園、保育園 地域型保育事業 など

■ 確保方策について

1号認定は、現状の体制（明日香幼稚園）で確保できています。

2号認定は、明日香幼稚園・明日香保育園での幼児教育及びファミリー・サポート・センター事業等による預かり支援事業によって確保を目指します。

2号認定（認定こども園・保育園）は、明日香保育園及び広域入所委託で確保できているため、現状の体制を維持するとともに、明日香幼稚園のこども園化により、確保の内容を充実させます。

3号認定は、明日香保育園及び広域入所委託で確保できており、現状の体制を維持するとともに、明日香幼稚園のこども園化により、確保の内容を充実させます。

■ 1号認定（3～5歳）認定こども園・幼稚園

（単位：人）

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	46	43	40	37	34
1号認定	43	39	36	32	29
2号認定（教育ニーズ）	3	4	4	5	5
確保の内容	129	50	50	50	50
特定教育・保育施設	129	50	50	50	50
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
需給の過不足	83	7	10	13	16

■ 3歳以上児（2号認定保育ニーズ）

（単位：人）

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	49	48	52	52	53
確保の内容	58	100	100	100	100
特定教育・保育施設	58	100	100	100	100
幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
需給の過不足	9	52	48	48	47

■ 0歳児（3号認定保育ニーズ）

（単位：人）

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	3	3	3	3	3
確保の内容	7	10	10	10	10
特定教育・保育施設	7	10	10	10	10
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	0	0	0	0	0
需給の過不足	4	7	7	7	7

■ 1 歳児（3号認定保育ニーズ）

（単位：人）

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	11	11	11	11	12
確保の内容	21	34	34	34	34
特定教育・保育施設	21	34	34	34	34
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	0	0	0	0	0
需給の過不足	10	23	23	23	22

■ 2 歳児（3号認定保育ニーズ）

（単位：人）

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	17	18	18	19	19
確保の内容	22	34	34	34	34
特定教育・保育施設	22	34	34	34	34
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	0	0	0	0	0
需給の過不足	5	16	16	15	15

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

【概要】

子育て家庭や妊産婦及びその配偶者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援や、関係機関との連絡調整等を行います。

【量の見込みと確保方策】

- ・ 本村では、幼稚園の利用は教育推進課、保育園の利用については健康子ども福祉課が窓口となっています。
- ・ 子育て世代包括支援センターで情報の共有・連携しながら子育て支援に関する情報提供や相談・助言等を実施してきました。
- ・ 令和7年度には、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応ができるよう、これまでの「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センター」へ移行します。

■ 利用者支援事業

(単位：か所)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
需給の過不足	0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業

【概要】 _____

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【量の見込みと確保方策】 _____

- ・ 子育てについての電話や面接相談、園庭開放や月に1回お誕生日会の開催等を実施しています。
- ・ 今後は、「ファミリー・サポート・センター事業」「一時預かり事業」等を複合的にとらえ、事業内容と課題の検討会を実施し、どのようにニーズに応じて事業を展開できるかを、関連団体と検討していきます。

■ 地域子育て支援拠点事業

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（単位：人回）	577	597	617	637	657
確保の内容（単位：か所）	2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業	2	2	2	2	2
その他	0	0	0	0	0
需給の過不足	0	0	0	0	0

③ 妊婦に対する健康診査・妊婦等包括相談支援事業

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

妊婦等包括相談支援事業では、妊婦等に対して面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

【量の見込みと確保方策】

- ・ 国の示す「望ましい基準」にしたがって、妊婦健診が確実に行われるよう妊婦教育を実施し、公費負担の支援を引き続き実施します。（実施回数14回、実施項目など）
- ・ 妊婦健康相談は、全戸訪問や歯科健診、電話等による保健・栄養・歯科相談を引き続き実施します。

■ 妊産婦健診

（単位：人回）

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	21	21	21	21	22

■ 妊婦等包括相談支援事業

（単位：回）

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	63	63	63	63	66
確保の内容	63	63	63	63	66
こども家庭センター （未設置自治体ではその代替となる拠点）	63	63	63	63	66
上記以外で業務委託	0	0	0	0	0
需給の過不足	0	0	0	0	0

④ 産後ケア事業・乳児家庭全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん訪問」）

【概要】

産後ケア事業では、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

乳児家庭全戸訪問事業は、生後3か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握します。

【量の見込みと確保方策】

- ・ 産後ケア事業の訪問型と宿泊型については、桜井市や橿原市等の医療機関に委託して実施します。
- ・ 現在、4人の「こんにちは赤ちゃん訪問員」が保健師の全戸新生児訪問後に継続訪問を実施し、乳幼児教室の案内や育児相談支援等を行っています。

■ 産後ケア事業

（単位：人日）

	R7	R8	R9	R10	R11
訪問型					
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1
需給の過不足	0	0	0	0	0

	R7	R8	R9	R10	R11
宿泊型					
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1
需給の過不足	0	0	0	0	0

■ 乳児家庭全戸訪問事業

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（単位：人）	23	22	22	22	22
事業実施予定	23	22	22	22	22

⑤ 養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業

【概要】

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が訪問し、相談支援や育児・家事援助などをします。

子育て世帯訪問支援事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

【量の見込みと確保方策】

- ・ 養育支援が必要と思われる家庭については、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業で継続的な支援を実施します。

■ 養育支援訪問事業（育児・家事援助以外）

（単位：人）

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1	1	1	1	1
事業実施予定	1	1	1	1	1

■ 子育て世帯訪問支援事業

（単位：人日）

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(延べ人数)	1	1	1	1	1
確保の内容(延べ人数)	1	1	1	1	1
需給の過不足	0	0	0	0	0
事業実施予定	1	1	1	1	1

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【概要】 _____

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを、児童養護施設等で預かり、一時的に養育します。

【量の見込みと確保方策】 _____

- ・ 子育て短期支援事業を児童養護施設等に委託し、実施します。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ） (単位：人)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	3	3	3	3	3
確保の内容	3	3	3	3	3
需給の過不足	0	0	0	0	0

■ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ） (単位：人)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1
需給の過不足	0	0	0	0	0

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整等をします。

【量の見込みと確保方策】

- ・ 一時預かり事業やその他の有償無償ボランティア活動等と連携していく必要があります。明日香村に適した相互援助活動のあり方等を検討していきます。

■ 子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業以外)

(単位:人日)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	9	10	11	12	13
確保の内容	15	15	15	15	15
需給の過不足	6	5	4	3	2

■ 子育て援助活動支援事業(就学児のみ)

(単位:人日)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	20	20	21	21	22
確保の内容	25	25	25	25	25
需給の過不足	5	5	4	4	3

⑧ 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです。

【量の見込みと確保方策】

- ・ 保護者の就労状況の変化によって子どもの生活環境が左右されないよう、より詳細な保護者のニーズを把握し、ファミリー・サポート・センター事業等、村で実施する主要な預かり事業と連携し、事業実施について検討していきます。
- ・ 令和8年度からの「こども誰でも通園制度」の実施により、一時預かり利用のニーズが減少することを見込んでいます。

■ 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

(単位:人日)

	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	300	300	150	150	150
確保の内容	300	300	300	300	300
需給の過不足	0	0	150	150	150

■ 一時預かり事業(一時預かり(幼稚園型以外))

(単位:人日)

	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	76	80	80	80	80
確保の内容	85	90	90	90	90
需給の過不足	9	10	10	10	10

⑨ 時間外保育事業（保育所延長保育）

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施します。

【量の見込みと確保方策】

- ・ 明日香保育園において、通常保育の前後に、保育認定の内容に従って延長保育事業を実施します。
- ・ 明日香幼稚園のこども園化により、令和8年度から延長保育事業を実施します。

■ 時間外保育事業(保育所延長保育)

(単位:人)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	9	12	12	12	12
確保の内容	15	20	20	20	20
需給の過不足	6	8	8	8	8

⑩ 病児保育事業

【概要】 _____

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育園等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

【量の見込みと確保方策】 _____

- ・ 近隣市で市外の者も利用できる施設と連携して実施しています。
- ・ 広域連携の枠組みによる提供体制の検討等近隣市町・県に対して協力を要請します。

■ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

（単位：人日）

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		3	3	3	3	3
確保の内容		7	7	7	7	7
病児保育事業	病児・病後児対応型	7	7	7	7	7
	体調不良児対応型	0	0	0	0	0
	非施設型（訪問型）	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応）		0	0	0	0	0
需給の過不足		4	4	4	4	4

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、放課後や長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

- ・ 現状の体制で確保できているため、現状の体制を維持していきます。
- ・ 放課後児童の健全な育成を図るため、指導員の研修等を実施します。

■ 放課後児童健全育成事業

（単位：人）

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	49	48	48	47	46
1年生	13	12	12	12	12
2年生	13	13	13	12	12
3年生	11	11	11	10	10
4年生	7	7	7	7	7
5年生	4	4	4	4	4
6年生	1	1	1	1	2
確保の内容	50	50	50	50	50
需給の過不足	1	2	2	3	4

⑫ こども誰でも通園制度「新設」

【概要】

すべての子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の保育所等を利用していないこどもを月一定時間の範囲で、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等で預かりを行います。令和8年度から本格実施します。

■ 乳児等通園支援事業

(単位:人日)

	R 7	R 8	R 9	R10	R11
0歳児					
量の見込み	0	48	48	48	48
確保の内容	0	96	96	96	96
需給の過不足	0	48	48	48	48
1歳児					
量の見込み	0	60	60	60	60
確保の内容	0	120	120	120	120
需給の過不足	0	60	60	60	60
2 歳児					
量の見込み	0	60	60	60	60
確保の内容	0	120	120	120	120
需給の過不足	0	60	60	60	60

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子どもが保育所等を利用した場合に、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を保護者や保育所等に補助します。

■ 実費徴収に伴う補足給付事業

	R 7	R 8	R 9	R10	R11
事業実施予定	0	0	0	0	0

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業で、新規参入施設等への事業経験者の巡回支援や、健康面・発達面の特別な支援が必要な子どもへの職員加配を行います。

■ 多様な主体の参入促進・能力活用事業

	R 7	R 8	R 9	R10	R11
事業実施予定	0	0	0	0	0
新規参入施設等への巡回支援	0	0	0	0	0
認定こども園特別支援教育・保育経費	0	0	0	0	0

3. 教育・保育等の一体的提供及び推進体制、給付等の円滑な実施

(1) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるといえます。

しかし、本村においては利用者の状況等を十分検証しながら、幼稚園の特色、保育園の特色のそれぞれを活かしつつ、公私の差によって情報提供の質・量に差がでないよう、私立保育園や広域利用等の利用者にも考慮し、地域で安心して子育てできる環境の充実を検討していきます。

さらに、子どもやその保護者が安心して教育・保育サービスを利用できるよう、現在実施している保育士や幼稚園教諭の合同研修の実施を検討し、それぞれの資質の向上を促します。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を確保します。また、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案し、円滑な給付を実施します。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使等について県と連携して実施します。

第6章 計画の推進に向けて

1. 村民及び関係団体等との連携

■ 村民や関係団体等多様な主体との連携

幼稚園、保育園をはじめ関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・企業・行政それぞれが、子育てを子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割と認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

■ 近隣自治体・県・国との連携

総合的かつ効果的に子ども・子育て支援を進めていくため、近隣自治体・県・国との連携を図るとともに、県や国に対して必要な要望を行います。

2. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、明日香村子ども・子育て会議において、毎年度事業計画にもとづく事業の実施状況等について点検・評価します。

事業計画策定後には、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Act）による「PDCA サイクル」に基づき、計画の進捗に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（令和11年度）までとします。

資料編

1 明日香村子ども・子育て会議条例

○明日香村子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 14 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、明日香村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関して知識及び経験を有する者のうちから村長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議における議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年明日香村条例第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 明日香村子ども・子育て会議委員名簿

(順不同 敬称略)

役 職	氏 名
明日香村社会福祉協議会	高松 由貴子
畿央大学教育学部現代教育学科	中村 恵
明日香村議会文教厚生委員会	柳谷 信子
主任児童委員	辻本 智子
明日香保育園	藪内 仁美
明日香小学校 PTA	植平 征子
明日香幼稚園 PTA	佐古 美奈子
保育園保護者	乾 琴絵
子育てボランティア	篠北 裕子
「食」を通じた地域の見守り・支え合い事業アドバイザー	佐藤 佐知
楽スポあすか	辰己 真由美
明日香村立 明日香小学校・聖徳中学校	角田 哲典
明日香村立明日香幼稚園	中谷 寿
明日香村教育課 課長	西川 浩司

アドバイザー	氏 名
村長	森川 裕一
副村長	熊丸 敦之
教育長	栢木 正樹

3 明日香村子ども・子育て支援事業計画策定経緯

年 月	内容
令和6年8月	第1回 明日香村子ども・子育て会議 (1) アンケート調査概要 (2) アンケート調査について (3) その他
令和6年9月	・ 子ども・子育て支援に関する調査（小学校3年生～ ・ 中学3年生保護者、未就学児保護者） ・ 子ども・若者に関する調査（15歳～44歳村民（子どもを養育していない））
令和6年10月	・ 明日香村の子どもについての調査（小学3年生～中学3年生（全児童・生徒））
令和6年12月	第2回 明日香村子ども・子育て会議 (1) アンケート調査結果について (2) 計画案について (3) パブリックコメントの実施について (4) その他
令和7年1月	パブリックコメントの実施
令和7年2月	第3回 明日香村子ども・子育て会議 (1) 前回の意見交換及びパブリックコメントを踏まえた計画（案）について (2) その他

明日香村 こども・若者計画
～第3期子ども・子育て支援事業計画～
令和7年3月

発 行：明日香村

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘 21 番地

TEL：0744（54）5550 FAX：0744（54）5551